

# 川崎市資源集団回収事業登録団体奨励金交付要綱

平成2年5月1日 2川清推第38号 制定

## (目的)

第1条 この要綱は、市内の家庭から排出される資源化物を、市民が集団で回収する事業（以下「資源集団回収事業」という。）を推進することにより、廃棄物の減量化及び資源の有効利用を図るため、資源集団回収事業を行う団体（以下「実施団体」という。）に対する奨励金（以下「奨励金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

## (対象資源化物)

第2条 奨励金の交付の対象となる資源化物（以下「対象資源化物」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、事業活動に伴うものを除く。

- (1) 紙類（新聞紙、雑誌、段ボール、牛乳パック等）
- (2) 布類（衣類・古布等）
- (3) びん類（一升びん、ビールびん等のリターナブルびん）

## (対象団体)

第3条 奨励金の交付の対象となる団体は、町内会・自治会、PTA等の市民で組織される団体で、次条第2項の規定により登録された実施団体（以下「登録団体」という。）とする。ただし、次の団体を除く。

- (1) 営利を目的とする団体
- (2) 団体の代表者（法人にあっては、代表者又は役員等）が暴力団員（暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）である団体

## (登録)

第4条 実施団体は、あらかじめ川崎市資源集団回収事業登録団体登録届出書（第1号様式）に当該団体に係る回収場所を明示した地図等を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の届出があったときは、速やかに川崎市資源集団回収事業登録団体登録簿（以下「登録簿」という。）に登録するものとする。

## (神奈川県警察本部への照会)

第4条の2 市長は、必要に応じ第3条第2号に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

## (登録事項の変更及び抹消)

第5条 登録団体は、登録事項に変更を生じたときは、速やかに川崎市資源集団回収事業登録団体登録変更届（第2号様式）により市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の届出があったときは、速やかに登録簿の登録事項を変更するものとする。
- 3 登録団体は、資源集団回収事業を行わなくなったときは、速やかに川崎市資源集団回収事業登録団体登録廃止届（第3号様式）により市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、登録団体が、次の各号のいずれかに該当したときは、当該登録団体の登録を抹消することができる。
  - (1) 虚偽の届出または申請等の不正行為を故意に行ったとき
  - (2) 2年以上継続して奨励金の交付申請をしないとき

## (奨励金の交付基準)

第6条 奨励金は、登録団体が対象資源化物を自ら回収した場合において、次の各号のいずれかに該当するときに交付する。

- (1) 川崎市資源集団回収事業登録業者報償金交付要綱第4条第2項の規定により登録された登録業者に引き渡したとき
- (2) 自ら問屋に搬入したとき

(3) 川崎市資源集団回収事業登録業者報償金交付要綱第4条第2項の規定により登録された登録業者以外の回収業者に引渡した場合で、市長が正当な理由があると認めたとき

(回収状況の確認等)

第7条 登録団体は、「川崎市資源集団回収事業における対象資源化物の回収実施に関する要領」(平成20年9月22日20川環廃政第379号)に定めるところにより、川崎市が行う回収実態調査に協力するとともに、対象資源化物の回収状況及び回収量を確認するものとする。

(奨励金の額)

第8条 奨励金の額は、対象資源化物の回収量1キログラムにつき3円とする。

(奨励金の申請)

第9条 登録団体は、奨励金の交付を受けようとするときは、次の区分により川崎市資源集団回収事業登録団体奨励金交付申請書(第4号様式)に川崎市資源集団回収伝票(第5号様式)を添付して市長に提出しなければならない。ただし、第6条第1号の規定により対象資源化物を引き渡した登録業者が報償金の申請を行わない場合、又は第6条第2号の規定により自ら問屋に搬入した場合は、問屋が発行する計量証明書等の回収量を証する書類を併せて提出しなければならない。

(1) 1月から6月までの分 7月末日まで

(2) 7月から12月までの分 1月末日まで

2 登録団体が、奨励金の電子申請を行うときは、第6条第1号の規定により対象資源化物を引き渡した登録業者が報償金の電子申請を行う場合に限り、川崎市資源集団回収伝票(第5号様式)の添付を省略することができる。

3 第1項の規定については、第1項各号に定める期日までに提出できなかった場合で、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りではない。

(奨励金の交付)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その申請内容を審査し、次の区分により奨励金の交付をするものとする。

(1) 1月から6月までの分 9月末日まで

(2) 7月から12月までの分 3月末日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長は、申請内容に疑義があると認めたときは、奨励金の交付を行わないことができる。

(奨励金の交付方法)

第11条 奨励金は、登録団体名義の口座に対し口座振込により交付するものとする。

(奨励金の返還)

第12条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、交付した奨励金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(1) 虚偽の届出又は申請等の不正行為によって奨励金の交付を受けたとき

(2) 第3条各号のいずれかに該当するとき

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成2年7月1日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 第7条の規定にかかわらず、平成2年度における川崎市資源集団回収事業実施団体奨励金交付申請書は、次の区分により市長に提出しなければならない。

(1) 4月から9月までの分 10月末日まで

(2) 10月から12月までの分 1月末日まで

3 第8条の規定にかかわらず、平成2年度における奨励金は、次の区分により交付するものとする。

(1) 4月から9月までの分 10月末日まで

(2) 10月から12月までの分 1月末日まで

附 則 (平成5年4月1日清減第91号)

(施行期日)

- 1 この改正要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年4月1日環減第530号)

(施行期日)

- 1 この改正要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正要綱は、平成11年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 旧規定の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第4条に規定する登録簿は、平成22年7月1日及びその後2年ごとの7月1日を基準日として作成する。

- 3 この要綱施行の際、この要綱による改正前の川崎市資源集団回収事業実施団体奨励金交付要綱第4条第3項の規定により、市長が登録を行っている川崎市資源集団回収事業実施団体登録簿は、この要綱第4条第2項に定める登録簿とみなし、その有効期間は平成22年6月30日までとする。

- 4 この要綱による奨励金の交付は、平成21年1月1日以降の回収について適用し、平成20年12月31日までの回収については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年5月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年10月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年5月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

## 川崎市資源集団回収事業登録団体登録届出書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

川崎市資源集団回収事業に伴う資源回収登録団体として、川崎市資源集団回収事業登録団体奨励金交付要綱第4条第1項に基づき、届出します。

※登録番号	
※登録日	

こちらは市が記入します→

フリガナ			世帯数	
団体名				
代表者	住所	〒 一		
	フリガナ			メールアドレス
	氏名			
	電話番号	— —		【 自宅 ・ 携帯電話 】

※以下、担当者記入欄については、代表者以外を記入してください。

担当者	住所	〒 一		
	フリガナ			メールアドレス
	氏名			
	電話番号	— —		【 自宅 ・ 携帯電話 ・ 会社等 】
	団体での役割（役職等）			
書類の送付先・連絡先	市からの通知文書などの送付先・連絡先は <input type="checkbox"/> 代表者を希望 <input type="checkbox"/> 担当者を希望 (どちらにもチェックがない場合は代表者あてとします。)			
種別 (該当するものに○をつけてください)	1 町内会・自治会    2 子ども会・老人会    3 P T A 4 マンション管理組合    5 その他 ( )			
上記世帯への活動報告 (該当するものに○をつけてください)	1 総会等での報告    2 掲示板等の掲示    3 チラシ等の回覧 4 その他 ( )			
引渡業者	業者登録番号			
	業者名			

暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)に該当しないことを誓約します。

※記載された個人情報は、川崎市個人情報保護条例に基づき適正に管理し、資源集団回収事業の目的以外に使用いたしません。

※団体が法人である場合は、「役員等氏名一覧表(法人のみ)」も記入してください。

## 役員等氏名一覧表(法人のみ)

年 月 日現在

暴力団員（暴力団対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当しないことを誓約します。

团体名

代表者氏名

## 回収状況調査表

回収品目 該当するものに○をつけてください	1 紙類(新聞・雑誌・段ボール・牛乳パック・その他： ) ※ 新聞・雑誌・段ボール・牛乳パックは全て回収必須項目です。その他品目がある場合ご記入ください。	
	2 布類	3 びん類
回収日 (回収場所に出せる日)  回数を記入し、カッコ内に日にちの記入、もしくは曜日に○をつけてください。 その他は、具体的に内容を記載してください。	<input type="checkbox"/> 月 回 (毎月 第 回目の 曜日) または ( 日)	
	<input type="checkbox"/> 週 回 (毎週 月・火・水・木・金・土・日 曜日)	
	<input type="checkbox"/> 常設 (マンションの集積所等で常時排出可能な場合)	
	<input type="checkbox"/> その他 [ ]	
回収日が ①雨天②祝日③日曜日の場合の回収の有無  該当するものに○をつけてください	①回収日が雨天の場合 1 回収あり 2 回収なし※ ( ) 3 一部の品目のみ回収 ( 紙類 ・ 布類 ・ びん類 )	
	②回収日が祝日の場合 1 回収あり 2 回収なし※ ( )	
	③回収日が日曜日の場合 1 回収あり 2 回収なし※ ( )	
	※回収なしの場合、次回の回収日を記入してください。 (例：翌週の月曜日)	
回収日の 事前周知方法  該当するものに○をつけてください	1 チラシの配布 2 ポスター、看板等の掲示 3 回覧板 4 その他 ( )	
	1 回収場所に旗を立てる 2 役員等が声をかける・業者がスピーカーなどで呼びかける 3 回収場所にポスターや看板が掲示されている 4 その他 ( )	
	5 特に何もしていない	
	回収場所 次の①及び②の方法により回収場所を明記してください。 ①回収場所の住所(番地まで)及び目印となる建物名を記入してください。 (書ききれない場合は、別の紙に記入し添付してください。) ②回収場所が分かる地図を添付してください。 ※集合住宅の場合、「○○マンション集積所」、「△△棟階段下」など具体的に記入してください。 (住所の記入、地図の添付は不要です。) ※各戸収集の場合は、各戸収集と記載し、出す場所(例：玄関前、ごみ集積所など)を記載してください。また、回収エリアを記載した地図を添付してください。	
(記入例：宮本町1番地 市役所駐車場前)		

※回収状況調査表の記載内容について、後日問合せする場合がありますので御協力ください。

## 川崎市資源集団回収事業登録団体 登録更新届出書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

川崎市資源集団回収事業に伴う資源回収登録団体として、川崎市資源集団回収事業登録団体奨励金交付要綱第4条第4項に基づき、届出します。

フリガナ			登録番号
団体名			
代表者	住所	〒 一	
	フリガナ		メールアドレス
	氏名		
電話番号	ー ー		【 自宅 ・ 携帯電話 】

※以下、担当者記入欄については、代表者以外を記入してください。

担当者	住所	〒 一		
	フリガナ		メールアドレス	
	氏名			
	電話番号	ー ー		【 自宅 ・ 携帯電話 ・ 会社等 】
	団体での役割（役職等）			
書類の送付先・連絡先	市からの通知文書などの送付先・連絡先は <input type="checkbox"/> 代表者を希望 <input type="checkbox"/> 担当者を希望 (どちらにもチェックがない場合は代表者あてとします。)			
種別 (該当するものに○をつけてください)	1 町内会・自治会      2 子ども会・老人会      3 P T A 4 マンション管理組合      5 その他 ( )			
上記世帯への活動報告 (該当するものに○をつけてください)	1 総会等での報告      2 揭示板等の掲示      3 チラシ等の回覧 4 その他 ( )			
引渡業者	業者登録番号			
	業者名			

暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)に該当しないことを誓約します。

※記載された個人情報は、川崎市個人情報保護条例に基づき適正に管理し、資源集団回収事業の目的以外に使用いたしません。

※団体が法人である場合は、「役員等氏名一覧表(法人のみ)」も記入してください。

### 役員等氏名一覧表(法人のみ)

年 月 日現在

暴力団員（暴力団対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当しないことを誓約します。

团体名

代表者氏名

## 回収状況調査表

回収品目 該当するものに○をつけてください	1 紙類(新聞・雑誌・段ボール・牛乳パック・その他 : ) ※ 新聞・雑誌・段ボール・牛乳パックは全て回収必須項目です。その他品目がある場合ご記入ください。	
	2 布類	3 びん類
回収日 (回収場所に出せる日)  回数を記入し、カッコ内に日にちの記入、もしくは曜日に○をつけてください。 その他は、具体的に内容を記載してください。	<input type="checkbox"/> 月 回 (毎月 第 回目の 曜日) または ( 日 )	
	<input type="checkbox"/> 週 回 (毎週 月・火・水・木・金・土・日 曜日)	
	<input type="checkbox"/> 常設 (マンションの集積所等で常時排出可能な場合)	
	<input type="checkbox"/> その他 [ ]	
回収日が ①雨天②祝日③日曜日 の場合の回収の有無  該当するものに○をつけてください	①回収日が雨天の場合 1 回収あり 2 回収なし※ ( ) 3 一部の品目のみ回収 ( 紙類 ・ 布類 ・ びん類 )	
	②回収日が祝日の場合 1 回収あり 2 回収なし※ ( )	
	③回収日が日曜日の場合 1 回収あり 2 回収なし※ ( )	
	※回収なしの場合、次回の回収日を記入してください。 (例: 翌週の月曜日)	
回収日の 事前周知方法  該当するものに○をつけてください	1 チラシの配布 2 ポスター、看板等の掲示 3 回覧板 4 その他 ( )	
	1 回収場所に旗を立てる 2 役員等が声をかける・業者がスピーカーなどで呼びかける 3 回収場所にポスターや看板が掲示されている 4 その他 ( )	
	5 特に何もしていない	
	回収場所 次の①及び②の方法により回収場所を明記してください。 ①回収場所の住所(番地まで)及び目印となる建物名を記入してください。 (書ききれない場合は、別の紙に記入し添付してください。) ②回収場所が分かる地図を添付してください。 ※集合住宅の場合、「○○マンション集積所」、「△△棟階段下」など具体的に記入してください。 (住所の記入、地図の添付は不要です。) ※各戸収集の場合は、各戸収集と記載し、出す場所(例:玄関前、ごみ集積所など)を記載してください。また、回収エリアを記載した地図を添付してください。	
(記入例: 宮本町1番地 市役所駐車場前)		

※回収状況調査表の記載内容について、後日問合せする場合がありますので御協力ください。

## 川崎市資源集団回収事業登録団体登録変更届

年 月 日

(あて先) 川崎市長

次のとおり、登録内容に変更が生じましたので、川崎市資源集団回収事業登録団体奨励金交付要綱第5条第1項に基づき届出します。

登録番号 \_\_\_\_\_ 団体名 \_\_\_\_\_

変更事項 (チェックをしてください)	<input type="checkbox"/> 団体名 <input type="checkbox"/> 代表者 <input type="checkbox"/> 担当者 <input type="checkbox"/> 引渡業者 <input type="checkbox"/> 回収品目 <input type="checkbox"/> 回収日・回収頻度 <input type="checkbox"/> 回収場所 <input type="checkbox"/> 書類の送付先・連絡先
-----------------------	---

※変更した箇所のみ記入してください。

フリガナ				※変更日
団体名				こちらは市が記入します
代表者	住所	〒 一		電話番号
	フリガナ			メールアドレス
担当者	氏名			
	住所	〒 一		電話番号
引渡業者	フリガナ	市からの書類 送付先・連絡先		メールアドレス
	氏名	<input type="checkbox"/> 代表者 <input type="checkbox"/> 担当者		
登録番号			回収品目	1 紙類(新聞・雑誌・ダンボール・牛乳パック ・その他 品目名: ) 2 布類      3 びん類
業者名				
回収日・ 回収頻度		回収場所	(住所の記入もしくは地図等を添付してください)	

暴力団員（暴力団対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当しないことを誓約します。

※法人である団体の代表者もしくは役員等の変更があるとき又は新たに法人となった場合は、「役員等氏名一覧表（法人のみ）」も記載してください。

※記載された個人情報は、川崎市個人情報保護条例に基づき適正に管理し、資源集団回収事業の目的以外に使用いたしません。

## 役員等氏名一覧表（法人のみ）

年 月 日現在

暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当しないことを誓約します。

団体名

代表者氏名

## 川崎市資源集団回収事業登録団体登録廃止届

年　月　日

(あて先) 川　崎　市　長

次の理由により、資源集団回収事業登録団体を廃止しましたので、川崎市資源集団回収事業登録団体奨励金交付要綱第5条第3項に基づき届出します。

		※廃止日
登録番号		
フリガナ		
団体名		
代表者名		
廃止日		
廃止の理由		

## 川崎市資源集団回収事業登録団体奨励金交付申請書

年月日

(あて先) 川崎市長

川崎市資源集団回収事業登録団体奨励金交付要綱第9条に基づき奨励金の交付を申請します。つきましては、以下の金融機関口座に振込みを依頼します。

フリガナ			世帯数
団体名			
代表者	住所	〒一	メールアドレス
	フリガナ	電話番号	
※確認者	氏名		
	住所	〒一	メールアドレス
	フリガナ	電話番号	
氏名			

※ 確認者氏名の欄は、代表者及び代表者の御家族以外の第三者（副代表、会計担当等）を記入してください。

前回の申請から振込口座の変更が	<input type="checkbox"/> あり → 通帳の写しを添付し口座情報を記入してください
	<input type="checkbox"/> なし → 口座情報の記入は不要です

※どちらにもチェックがない場合は「なし」とみなします。ただし、初めての申請の場合は口座情報を記入してください。

金融機関名 (金融機関コード)	銀行 農業協同組合	信用金庫 (支店コード)	支店
預金種目	普通・当座 (○で囲んでください)	口座番号 (右づめで記入)	
口座名義 (ゆかりで記入してください)			

※初めての申請の場合も通帳の写しを添付してください。

※インターネットバンキング等の場合は口座情報が確認できる書類を添付してください。

引渡しの業者名(川崎市登録業者)と業者番号記入欄	(業者名)	(業者番号)
回収方法	<input type="checkbox"/> 回収業者が回収している (どちらかにチェックをしてください)	<input type="checkbox"/> 団体が直接問屋に持ち込んでいる

※引渡しをしている業者名と業者番号を記入してください。(複数の業者と契約している場合はすべて記入してください)

資源化物回収量 ( 年 月分 ~ 月分 )

	月分	月分	月分	月分	月分	月分	計
紙類	新聞	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	雑誌						kg
	段ボール						kg
	牛乳パック						kg
	その他						kg
布類						kg	kg
びん類						kg	kg
計	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg

交付申請にあたっての注意事項

※ 資源化物の回収量を示す回収伝票を添付してください。(電子申請の場合は不要)

市記入欄 奨励金額 円

※ 奨励金交付申請書提出期限に遅れた場合、交付ができなくなります。

※ 記載された個人情報は、川崎市個人情報保護条例に基づき適正に管理し、資源集団回収事業の目的以外に使用いたしません。

団体登録について ※あてはまる方に チェックしてください	登録内容(代表者や担当者、回収場所等)の変更 ※回収場所の変更がある場合は、地図も添付してください。 □変更あり(変更届を添付) □変更なし 資源集団回収を廃止する際には、廃止届の提出が必要となります。
------------------------------------	--